

○厚生労働省告示第二百七十一号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第六十五条の規定に基づき、厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法（平成十六年厚生労働省告示第三百六十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一項第三号中「までの間に」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第九条の規定による改正前の」を加える。